

# 芦屋市商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業補助金

制度概要：商店街等の空き店舗に新規出店する場合に、改装費用・店舗賃借料・ファサード整備費用を補助します。

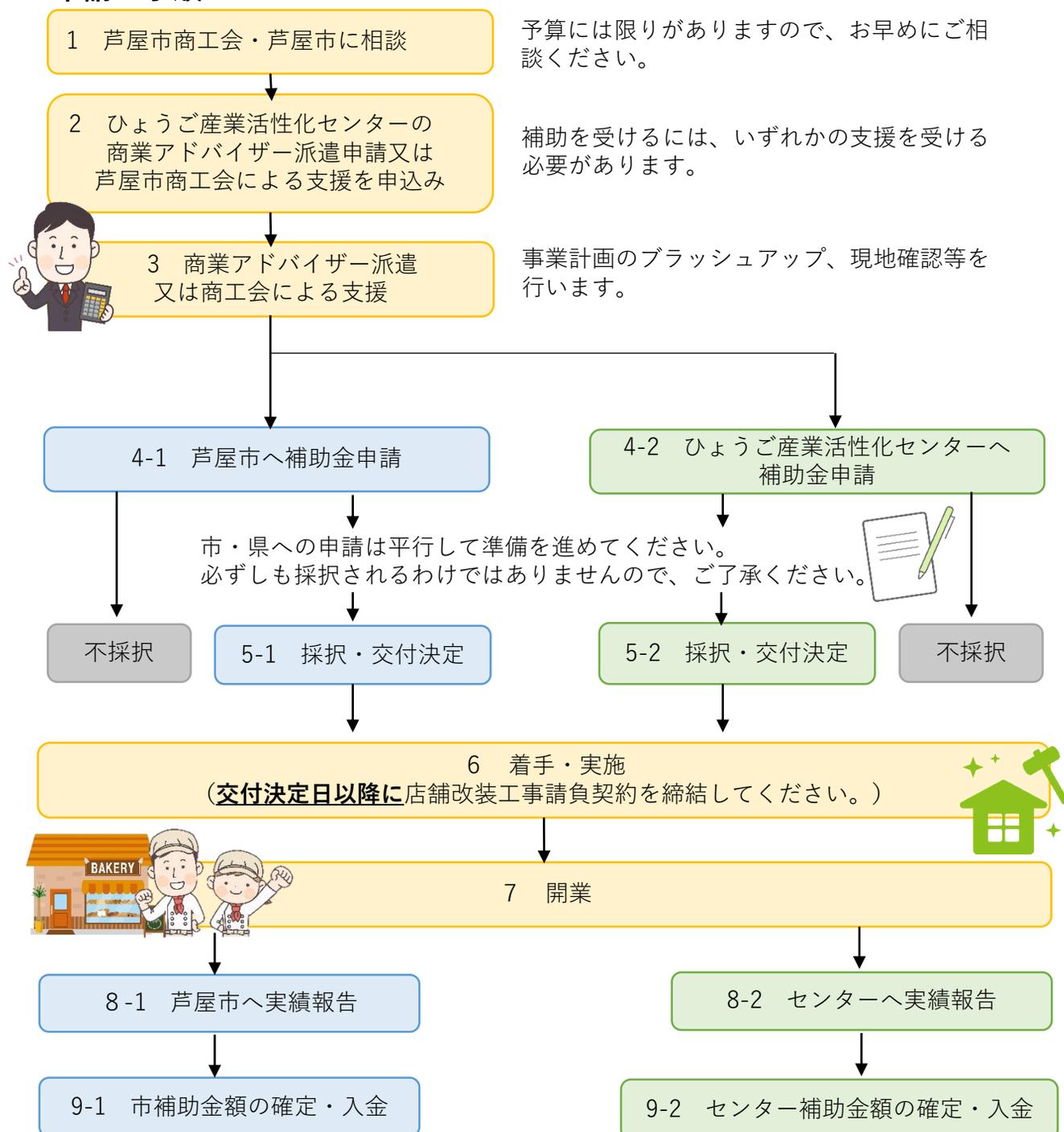
対象者：4月1日時点で50歳未満の者、又は女性

補助額：対象経費の1/6の額、最大75万円

<ひょうご産業活性化センター（県）も同様に補助率1/6・最大75万円>

※県の補助を希望の場合は、別途申請し、採択される必要があります。

## 申請の手順



【お問合せ】 ●芦屋市地域経済振興課 0797-38-2033

●ひょうご産業活性化センター経営・商業支援課

●芦屋市商工会 0797-23-2071

078-977-9116

## 申請にあたっての注意事項

### 1. 空き店舗に関する主な条件

- ① 商店街の範囲内にあること。
- ② 前の事業者が撤退した後、現に営業活動が行われていないこと。
- ③ 開業希望者が自ら所有する店舗、又は開業希望者と密接な関係を有する親族等が所有する店舗でないこと。

### 2. 新規出店に関する主な条件

- ① 小売業、飲食店、サービス業等で、商店街や商業の活性化に寄与するものであること
- ② フランチャイズ店の類に該当しないこと。
- ③ 事務所、倉庫、車庫、医療・介護・福祉関係施設、場所貸事業の類に該当しないこと
- ④ 風俗営業、公序良俗に反する事業の類に該当しないこと。

### 3. 開業希望者に関する主な条件

- ① 開業希望者（中小企業者・小規模企業者の場合は開業する店舗の運営責任者）が若者（申請年度の4月1日現在50歳未満）又は女性に該当していること。
- ② 開業するに当たって必要となる許認可、資格及び経験を有すること
- ③ 出店について、商店街の代表者の同意が得られること。
- ④ 商店街内における店舗移転や商店街から他の商店街への店舗移転に該当しないこと。
- ⑤ 政治・宗教活動を行う団体、暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者に該当しないこと。
- ⑥ 産業活性化センターの商業アドバイザー派遣又は商工会による支援を受けること。
- ⑦ 空き店舗所有者と密接な関係にないこと。
- ⑧ 補助事業の実施期間中は出店する商店街団体等へ加入し、活動に参加すること。

### 4. その他

- ① その他の条件については、原則産業活性化センターが定める条件と同様です。
- ② **補助金の交付決定までに、既に店舗改装工事請負契約が締結されている場合は、補助の対象となりません。また、交付決定前に賃貸借契約を締結している場合、交付決定日以降の店舗賃借料のみ補助対象となります。**

## 必要書類 ★以外は写しで可。

### 1. 補助金申請

- ① 補助金交付申請書（様式1号）★
- ② 事業計画（商業アドバイザー派遣又は商工会等による支援を受けて作成したもの。）
- ③ 商業アドバイザー派遣又は芦屋市商工会が実施する中小企業診断士等の資格を有する者の支援を受けて作成した事業計画及び支援を受けたことの証明（領収書等）
- ④ 商店街の位置図及び店舗配置図（空き店舗の場所を明示すること。）
- ⑤ 補助対象施設の賃貸借契約に係る見積書又は契約書案、整備費用等の見積書
- ⑥ 補助対象施設の設計図面
- ⑦ 空き店舗が所在する商店街代表の同意書
- ⑧ 商店街組合組織の概要がわかるもの
- ⑨ 法人の場合は履歴事項全部証明書（法人登記簿）

### 2. 実績報告

- ① 補助事業実績報告書（様式8号）★
- ② 補助対象経費の領収書
- ③ 補助対象施設の賃貸借契約書
- ④ 対象施設の整備に係る工事等請負契約書又は請書
- ⑤ 実施状況の分かる成果物及び写真（日付のはいったもの）
- ⑥ 許可が必要な業種の場合は営業許可証
- ⑦ 商店街団体等での加入状況がわかるもの（会員一覧、解放、会費の領収書等）

### 3. 請求

- ① 補助金請求書（様式10号）★
- ② 振込先口座の分かる通帳の写し（口座名義人は申請者と同じであること。）